

# 首都圏なるせ会 会則

第1条 本会は、「首都圏なるせ会」と称する。

第2条 本会の事務所は、東成瀬村役場におく。

第3条 本会の会員は、首都圏に在住する東成瀬村出身者及び東成瀬村に親しみ、好意を寄せている方を以て組織する。

第4条 本会は、会員相互の親睦、扶助を図り、郷土の発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、目的達成のため各種事業を行う。

第6条 本会の総会は毎年1回開き、緊急を要するときは臨時総会を開くことができる。

第7条 本会は下記のとおり役員を選出し、任期を2年とし、再任を妨げない。

- ①会長 1名 ②副会長 6名 ③幹事長 1名 ④事務局長 1名
- ⑤会計幹事 2名 ⑥幹事 若干名 ⑦顧問、相談役 若干名 ⑧監査役 2名
- ⑨副幹事長 1名 ⑩事務局長補佐 1名

第8条 本会、東成瀬村長、議長、各種団体役員を相談役に推挙する。

第9条 本会の経費は、会費ならびに協力金を以て支弁する。

第10条 本会の会費は、年額2,000円（世帯単位）とし、定期総会までに納入しなければならない。

第11条 本会の会計年度は、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

第12条 本会の運営ならびに目的達成のため、総会で次の事項を審議決定する。

- ①会則の変更
- ②役員を選出
- ③その他必要な事項

第13条 本会則は平成元年5月3日より施行する。

一部改正 ①平成2年3月4日 ②平成3年3月2日 ③平成5年2月20日  
④平成9年2月22日 ⑤平成11年2月11日 ⑥平成17年11月26日  
⑦平成18年11月23日